



**計測マネジメントシステム
測定プロセス及び測定機器に関する要求事項**

**JIS Q 10012 : 2011
(ISO 10012 : 2003)
(JAMP)**

平成 23 年 5 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 管理システム規格専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	飯塚 悅功	東京大学
(委員)	安倍 徹	社団法人日本能率協会
	市川 昌彦	有限会社環境 ISO システムサポート研究所
	稲葉 敦	工学院大学
	岩本 佐利	社団法人日本電機工業会
	岩谷 高道	社団法人産業環境管理協会
	大橋 守	社団法人日本鉄鋼連盟
	岡本 裕	財團法人日本規格協会
	河村 真紀子	主婦連合会
	梶屋 俊幸	パナソニック株式会社
	久保 真	財團法人日本適合性認定協会
	下井 泰典	日本マネジメントシステム認証機関協議会（株式会社日本環境認証機構）
	高田 道広	財團法人日本規格協会
	椿 広計	大学共同利用機関法人情報システム研究機構
	中條 武志	中央大学
	村川 賢司	前田建設工業株式会社
	米岡 優子	ペリージョンソン レジストラー株式会社

主務大臣：経済産業大臣 制定：平成 23.5.20

官報公示：平成 23.5.20

原案作成者：社団法人日本計量振興協会

（〒162-0837 東京都新宿区納戸町 25-1 日本計量会館 TEL 03-3268-4920）

審議部会：日本工業標準調査会 標準部会（部長 稲葉 敦）

審議専門委員会：管理システム規格専門委員会（委員長 飯塚 悅功）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット管理システム標準化推進室（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 一般要求事項	4
5 経営者の責任	4
5.1 計量機能	4
5.2 顧客重視	4
5.3 品質目標	5
5.4 マネジメントレビュー	5
6 資源マネジメント	5
6.1 人的資源	5
6.2 情報資源	6
6.3 物的資源	7
6.4 外部供給者	8
7 計量確認及び測定プロセスの実現	8
7.1 計量確認	8
7.2 測定プロセス	11
7.3 測定の不確かさ及びトレーサビリティ	13
8 計測マネジメントシステムの分析及び改善	15
8.1 一般	15
8.2 監査及び監視	15
8.3 不適合の管理	16
8.4 改善	17
附属書 A (参考) 計量確認プロセスの概要	19
参考文献	21
解 説	22

まえがき

この規格は、工業標準化法第12条第1項の規定に基づき、社団法人日本計量振興協会（JAMP）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

日本工業規格

JIS

Q 10012 : 2011

(ISO 10012 : 2003)

計測マネジメントシステム— 測定プロセス及び測定機器に関する要求事項

Measurement management systems—

Requirements for measurement processes and measuring equipment

序文

この規格は、2003年に第1版として発行された ISO 10012を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

効果的な計測マネジメントシステムは、測定機器及び測定プロセスが意図された用途に適合することを確実にし、かつ、製品の品質目標の達成及び不正確な測定結果のリスクの運用管理において重要である。計測マネジメントシステムの目的は、測定機器及び測定プロセスが、組織の製品の品質に影響を与えるような不正確な結果を出すリスクを運用管理することである。計測マネジメントシステムに使用される方法は、基本的な機器の検証から、測定プロセス管理のための統計的手法の適用にまで及ぶ。

この規格では、“測定プロセス”という用語は、例えば、設計、試験、生産、検査などにおける物理的な測定作業に適用する。

この規格は、次の場合に用いることができる。

- 顧客が、要求する製品を規定する場合
- 供給者が、提供する製品を規定する場合
- 行政機関又は規制当局が利用する場合
- 計測マネジメントシステムのアセスメント及び監査の場合

JIS Q 9000で規定されているマネジメントの原則の一つは、プロセス指向型のアプローチを取り扱っていることである。測定プロセスは、組織が生産する製品の品質を下支えすることをねらいとした具体的なプロセスとして考慮することが望ましい。この規格の計測マネジメントシステムモデルの応用例を、図1に示す。